

高齢運転者等専用駐車区間制度

平成22年4月19日からはじまりました。

概要

高齢者等がよく利用する官公庁や福祉施設等の周辺道路上に、高齢運転者等の専用駐車区間を設けて、安全で快適に運転できる道路環境の整備をしようとするものです。

高齢運転者等とは

普通自動車を運転できる免許を受けた

高齢者マーク対象者
(70歳以上の運転者)



障がい者マーク
聴覚障がい者マーク
の対象者



妊娠中又は
産後8週間以内の方

を総称して「高齢運転者等」といいます。

設置イメージ

高齢運転者等の利用が多い官公庁、福祉施設等の駐車場が遠い場所にある場合などに、施設近くの道路上に設置します。

専用標識を設置し、駐車できる専用区間を明示します。

専用区間では、高齢運転者等が、**自動車の前面の見やすい箇所に標章を掲示した場合に限り**、駐車することができます。

専用駐車区間に標章対象外の車が駐車すれば、通常より高い反則金となります。

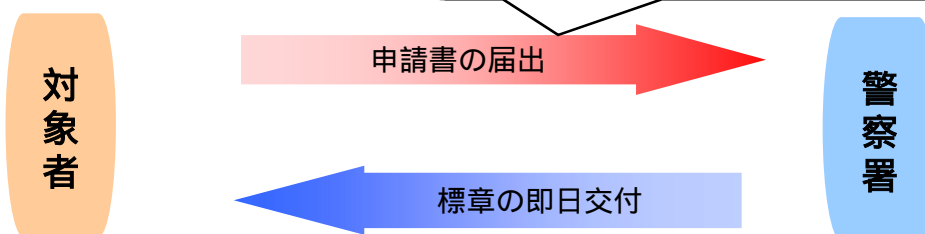


標章申請の手続は？

原則、本人の申請により標章が交付されます。
山形県内に住居がある方は、県内の警察署（交通課窓口）で申請することができます。
手数料は無料です。

申請に必要なもの
運転免許証
自動車検査証
妊婦の方は
母子手帳や医師の発行した妊娠証明書
など

申請手続きの流れ



注意事項

高齢運転者等の方でも、標章を車に掲示しないで駐車した場合は、駐車違反になりますので、必ず標章を掲示して下さい。

標章をなくしたり、車が変わったなど申請内容に変更があった場合は、その都度新たに申請をして下さい。

必要な申請書類は、

- ・ 標章をなくした場合は、
「**高齢運転者等標章再交付申請書**」
- ・ 申請内容に変更があった場合は、
「**高齢運転者等標章記載事項変更届**」

となります。

原則本人が申請をして下さい。

県外に住居がある方は、山形県では申請できません。

問い合わせ先

山形県警察本部交通規制課 023-626-0110

もしくは、最寄りの警察署までお願いします。